

延岡市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

延岡市（以下「発注者」という。）は、ふるさと納税制度を活用して「新たな財源の確保」、「地場産業の振興」及び「シティプロモーション」の3点を推進することとしている。

本業務は、これらの取組を強力に推進するため、ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務の事務を、効果的かつ効率的に実施できる専門的な知見やノウハウを有する事業者（以下「受注者」という。）に委託することとし、委託先の選定にあたって公募型プロポーザル方式による企画提案の募集を行う。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 延岡市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託
- (2) 業務内容 別紙「延岡市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
令和7年4月1日から、本業務を開始できるよう、必要に応じて、前事業者からの引継ぎなど、必要な準備を進めること。
- (4) 事業費上限額
令和7年度：133,000,000円（税抜き）※想定寄附額：令和7年度 25億円
令和8年度：146,300,000円（税抜き）※想定寄附額：令和8年度 27億5千万円

3 参加資格

- (1) 企画提案に参加する者（グループでの応募の場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - ③ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
 - ⑤ 民事保全法（平成元年法律第91号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
 - ⑥ 国税及び市町村税について滞納がないこと。
 - ⑦ 法人の役員等（個人にあってはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
 - ⑧ 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
 - ⑨ 令和4年度及び令和5年度において、他自治体で延岡市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）「4業務の内容 1）ふるさと納税業務」に掲げる業務内容と類似の業務経験があり、かつ寄附額が令和4年度又は令

和5年度の単年度で15億円以上の実績を有する自治体の業務を受託していること。

※ なお、本プロポーザル参加申込後、上記の参加資格を満たさないと判断された場合、契約候補者となることができない。また、契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

※グループ申請に関する事項

グループで申請する場合には、以下の点に留意すること。

ア) グループの名称を決めること。

イ) 代表する法人等を定めること。

※申請書の提出等、グループの代表者が集約して行うこと。

ウ) 申請後、原則として代表者及び構成員の変更は認められないこと。

エ) グループの構成員すべてが参加資格を満たすこと。ただし、⑨の単年度15億円以上の要件は、グループ内のいずれかの構成員が当該要件を満たしていれば可とする。

※契約の締結にあたっては、グループの構成員すべてを契約当事者とする。申請後の連絡及び選定後の協議は代表の法人等を中心に行うが、契約に関する責任はグループの構成員すべてが負うことになる

(2) 再委託を行う場合の取扱いについて

原則として、再委託は認めないものとする。ただし、次に掲げる業務については、発注者の承認を得た上で再委託を認める。再委託先は、できる限り延岡市内の事業者の活用を検討すること。

【再委託を認める業務】

- 書類等の郵送に関する業務
- ワンストップ特例制度に関する業務
- 寄附者対応に関する業務（コールセンター業務）
- 返礼品の発送に係る委託料の代理請求及び代理受領並びに事業者への支払業務
- 返礼品等の写真撮影、動画撮影業務
- Webコンテンツ制作業務（返礼品掲載ページ制作、ポータルサイト上のバナー制作等）

上記に含まれない業務の再委託については、発注者と協議を行い発注者が認める場合に限り、再委託を認める。

なお、再委託を行う場合、再委託先の者についても、「3参加資格」(1)の①から⑧までの要件を満たすこと。

4 スケジュール（参加申込が多数の場合等、変更の可能性あり）

	項目	期間	備考
(1)	公募開始日（参加申込及び質問受付開始日）	令和6年10月7日（月）	市ホームページ等掲載
(2)	質問受付締切日	令和6年10月15日（火）	17時15分 必着
(3)	質問の最終回答日	令和6年10月18日（金）	市ホームページ掲載
(4)	参加申込書提出締切日	令和6年10月22日（火）	17時15分 必着
(5)	参加資格審査結果通知	令和6年10月25日（金）	メールにて通知

(6)	企画提案書等の提出締切日	令和6年11月6日(水)	17時15分 必着
(7)	審査(プレゼンテーション等)	令和6年11月11日(月)	※予定
(8)	結果通知	令和6年11月下旬	※予定
(9)	契約締結予定	令和6年12月中予定	

5 実施要領等の配布

参加申込書及び企画提案書、実施要領等の公募に関する資料その他の必要書類は、延岡市ホームページからダウンロードすること(個別の配布は行わない。)

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書(様式第1号)
- ② 国税の納税証明書(書類提出の日において発行日から3か月以内、写し可)
- ③ 市町村税の納税証明書又は完納証明書(書類提出の日において発行日から3か月以内、写し可)
- ④ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(書類提出の日において発行日から3か月以内、写し可)
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式第2号)
- ⑥ 関連業務等実績(様式第7号)

【以下グループで申請する場合は①～⑥に加えて要提出】

- ⑦ グループ団体一覧表(様式9号)
グループで申請する場合、①～⑥までの書類は、全構成員分の提出が必要です。
- ⑧ グループ申請手続き等に関する委任状(様式10号)

(2) 提出方法

持参又は郵送により、(4)の提出先に提出すること。

(3) 提出期限

- ① 持参の場合 令和6年10月22日(火) 17時15分 必着
- ② 郵送の場合 令和6年10月22日(火) 必着

(4) 提出先

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
延岡市商工観光文化部新財源確保推進室(延岡市役所本庁舎3階)

(5) 参加資格審査の結果通知

令和6年10月25日(金)までに参加表明者に対しメールで個別に通知する。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ① 提出書類
質問書(様式第3号)
- ② 提出期限

令和6年10月15日（火）

③ 提出方法

電子メールによることとする。また、電子メールの件名は、「延岡市ふるさと納税・地場産業の振興・シティプロモーション業務委託に関する質問」とすること。

④ 提出先

延岡市商工観光文化部新財源確保推進室（e-mail:kankou2@city.nobeoka.miyazaki.jp）

(2) 質問に対する回答

随時、市ホームページに質問内容とその回答を掲載する。個別には回答しない。

また、評価及び審査に関する質問については受け付けない。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

① 表紙（様式第5号）

様式に従い記載する。

② 企画提案書（任意の様式）

企画提案書には、別紙企画提案仕様書の内容を踏まえつつ、以下のアからエまでに示す項目を記載すること。また、正本の表紙には法人名称等を記載し、副本は法人名称等の記載をしないよう留意すること。

ア 分析力・課題解決力・計画力

ふるさと納税制度や市場の動向、別紙「延岡市ふるさと納税に関する概要」を踏まえ延岡市の強みや弱み等を分析したうえで、本業務の課題や戦略、計画等を記載すること。また、ふるさと納税の寄附見込額として設定している令和7年度25億円、令和8年度27億5千万円の達成に向けた要点を記載すること。

イ 特色ある戦略の提案

本市の農林水産業は、「多品目少量生産」と言われているように、一つ一つの生産量は必ずしも多くないが、多品目の提供が可能という特色がある。この特色を活かし、複数の返礼品を選べるなど、新たな方向性も検討する必要があるのではないかとの指摘もあるが、それをはじめとして、ふるさと納税を大きく伸ばすための新たな特色ある戦略を提案すること。

ウ 業務の実施方針

別紙企画提案仕様書の内容を踏まえ、本業務の実施体制、自社の強み、ノウハウ等を活かして、どのように実施していくのか記載すること。

また、独自の提案がある場合は、そのことも記載すること。

1) ふるさと納税業務

※仕様書「5業務の詳細 1) ふるさと納税業務」(2)②ウにおいて、ポータルサイトに掲載する際、どのように本市返礼品の魅力伝えるのか、その取組（画像、PR文章、ページの内容、SEO対策ほか）、具体的な実際の掲載イメージを提示すること。また、寄附者からのレビューへの対応についても記載すること。

なお、PR力を判断するため掲載する返礼品は、必ずしも延岡市の返礼品でなくても良い。

- 2) 地場産業の振興業務
- 3) シティプロモーション業務
- 4) その他全般

エ 危機管理能力

本業務の実施にあたり、リスクを予め想定し、当該リスクを回避する方策を記載すること。
 特定個人情報（マイナンバー）を含め、情報管理の体制について記載すること。

オ その他

ふるさと納税募集費用総額5割以下基準を踏まえ、返礼品の寄附者への配送料の工夫など経費節減に係る提案があれば記載すること。

③ 提案者の概要（任意の様式）

名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等

④ 業務実施体制調書（様式第6号）

受託業務の実施体制について記載する。

⑤ 見積書（様式第8号）

見積書に記載する価格は、令和7年度分と令和8年度分の税抜価格を記載すること。

また、見積価格については、頭書記載の事業費上限を超えないよう留意すること。超えた場合は、失格とする。

【見積書作成条件】

※見積作成条件は、見積作成のために仮に定めた数値であり、変動することを承知すること。

※見積書に記載する額は、返礼品に係る費用（返礼品代金及び当該返礼品配送に係る送料）、書類等の郵送に係る郵便料等は含まない。（詳しくは、別紙企画提案仕様書「7 経費の負担」参照）

●令和7年度

寄附金額 2,500,000,000 円 寄附件数 160,000 件

寄附金額内訳 1,875,000 千円 (G-Call ふるさと納税、さとふる、三越伊勢丹以外)
 625,000 千円 (G-Call ふるさと納税、さとふる、三越伊勢丹)

ワンストップ処理件数 40,000 件 (IAM 申請 20,000 件、紙申請 20,000 件)

●令和8年度

寄附金額 2,750,000,000 円 寄附件数 176,000 件

寄附金額内訳 2,062,500 千円 (G-Call ふるさと納税、さとふる、三越伊勢丹以外)
 687,500 千円 (G-Call ふるさと納税、さとふる、三越伊勢丹)

ワンストップ処理件数 44,000 件 (IAM 申請 22,000 件、紙申請 22,000 件)

※G-Call ふるさと納税、さとふる、三越伊勢丹は、ポータルサイト運用管理に関する業務、返礼品の在庫管理並びに発注及び発送に関する業務、返礼品に係る費用の代理請求及び代理受領並びに事業者への支払業務は行わない。

⑥ 見積内訳書（様式第8号 附表）

令和7年度分及び令和8年度分それぞれの積算の根拠の分かる見積の内訳書を作成すること。

(2) 作成方法

提出書類は、A4版に統一して作成した上で、フラットファイルに綴じて提出すること。ただし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折にし、A4サイズとすることも可とする。

また、フラットファイルに綴じる際には、以下の順番になるよう留意すること。

- ① 企画提案仕様書に記載されている各業務の実施方法
 - ② 「8 企画提案書等の提出」(1)②のアからオまでの事項
 - ③ 提案者の概要
 - ④ 業務実施体制調書
 - ⑤ 見積書
- (3) 提出部数
正本：1部（法人名称を記載したもの）
副本：11部（法人が特定できるような情報（名称、ロゴ等）の記載がないもの）
- (4) 提出方法
持参又は郵送により、(6)の提出先に提出すること。
- (5) 提出期限
- ① 持参の場合 令和6年11月6日（水）17時15分 必着
 - ② 郵送の場合 令和6年11月6日（水）必着
- (6) 提出先
〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
延岡市商工観光文化部新財源確保推進室（延岡市役所本庁舎3階）

9 審査基準及び審査方法

- (1) 審査基準
別紙審査基準のとおりとする。
- (2) 審査方法
提出書類及びプレゼンテーションによるプロポーザル方式とし、提出された企画提案書及びプレゼンテーションについて、選定委員会において審査し、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

10 審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日・会場
令和6年11月11日（月）※予定
なお、当日のプレゼンテーションの時間・場所等については、別途通知する。
- (2) 出席者
3名以内とする。
- (3) 審査内容
参加者からのプレゼンテーション（30分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（30分以内）を実施し、別紙審査基準に基づき行った評価の最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。
プレゼンテーションは、プロジェクター又は大型液晶モニターを用いた説明とする。プロジェクター・大型液晶モニターは市で準備するが、パソコンは提案者が持参すること。また、パソコンはHDMI端子による出力に対応していること。
- (4) 法人名の特定の防止
全ての提出資料及び選定委員会においては、選定の公平性を確保するため、法人名（社名）が特定されるような説明や資料の作成は行わないようにすること。

(5) 公表

審査結果は、令和6年11月下旬に提案事業者全員に対し、最優秀提案者と次順位者を参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(6) 複数の提案事業者の合計点数が同一だった場合の取扱い

複数の提案事業者の合計点数が同一の場合には、別紙審査基準における「各業務提案内容」の総得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(7) 提案者が1者のみの取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーションによる審査を実施するものとする。

(8) その他

採点合計が総得点の60%未満である場合は、優先交渉権者として選定しない。提案者が1者の場合であっても同様とする。

11 契約手続

(1) 契約の締結

上記10により選定された最優秀提案者については、優先交渉権者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、業務内容の詳細は、企画提案書の内容を基本として仕様書を作成するが、両者協議の上変更することがある。なお、最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次順位者を交渉権者として協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。

12 企画提案書の取扱い

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出された書類の訂正及び差し替えは認めない。ただし、市から指示があった場合はこの限りではない。

(3) 提出された企画提案書等は、本業務プロポーザル実施に必要な範囲において複製することがある。

(4) 提出した企画提案書等は、本業務プロポーザル実施以外の目的で提出者に無断で使用しない。

13 その他

(1) 本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。

(3) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。

(4) 事業費上限を超える見積額の提示がなされた場合は失格とする。

(5) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(6) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

(7) 郵送、電子メール等の通信事故については、延岡市はいかなる責任も負わない。

(8) 審査結果について説明を求めると及び異議を申し立てることはできないものとする。

14 問い合わせ先・提出先

所在地	〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
担当部署	延岡市商工観光文化部新財源確保推進室
担当者	児浪、米澤

電話番号 0982-20-7175
ファックス 0982-22-7080
電子メール kankou2@city.nobeoka.miyazaki.jp
(対応時間 平日 8時30分から17時15分まで)